

LOGOSWARE STORM パッケージ販売 ソフトウェア利用規約

ソフトウェアをインストールされる前に、以下の条件を良くお読みになって下さい。

本利用規約は、ログスウェア株式会社（以下、ログスウェアという）が提供する本ソフトウェアをお客様が使用する際の条件を記したものです。お客様が本ソフトウェアをインストールし、使用する場合は、本利用規約のすべての条件に同意したものとみなします。

第1条（定義）

- 「本ソフトウェア」とは、ログスウェアが、お客様に提供する Web コンテンツ作成ソフトウェア「LOGOSWARE STORM（シリーズ）パッケージ販売」で、そのソフトウェア及び関連資料を意味します。
- 「本コンテンツ」とは「本ソフトウェア」によって作成された「LOGOSWARE STORM」形式のコンテンツを意味します。

第2条（目的）

本規約の目的は、ログスウェアがお客様に対し「本ソフトウェア」の使用許諾を行う事によって、お客様が「LOGOSWARE STORM」形式のコンテンツを作成し、それを使用あるいは販売することを可能にするものです。この目的以外での使用は禁じられます。

第3条（使用許諾）

- ログスウェアは、お客様に対し、本規約に定める条件の下でお客様が「本ソフトウェア」を使用することのできる、非独占的使用権をライセンスキーを以って許諾します。
- 「本ソフトウェア」は、CD-ROM に格納させた形態あるいは指定されたサーバーからダウンロードする形態でお客様に提供されます。「本ソフトウェア」のインストールには、ログスウェアから発行されたライセンスキーの入力が必要になります。このライセンスキーは、一ライセンスにつき一つ発行されます。
- 「本ソフトウェア」をインストールできる機器は、クライアント端末、もしくは VDI 方式によるデスクトップ仮想化を提供するサーバーに限定されます。
- お客様が「本ソフトウェア」をインストールできるクライアント端末およびデスクトップ仮想化環境の数は、お客様がログスウェアから購入したライセンス数に限られます。
- お客様は、一つのクライアント端末および一つのデスクトップ仮想化環境上の「本ソフトウェア」を複数人で共有することができます。ただし、同時に使用できるのは一人に限られ、複数人が同時に使用することは禁止されます。

第4条（業務支援）

ログスウェアは、お客様より通知された「本ソフトウェア」に関わるトラブルその他のシステムの不具合につき、ログスウェアの責任およびログスウェアが保有する技術情報の範囲内において調査・解決に積極的に努力するものとします。

第5条（返品）

「本ソフトウェア」は、インストール後には返品できません。

第6条（瑕疵担保責任）

- OS、Web 閲覧ブラウザ、および本ソフトウェアを開発するために使われたツール類に起因する瑕疵については、ログスウェアはその責任を負わないものとします。
- 「本ソフトウェア」及び、「本ソフトウェア」で制作した「本コンテンツ」に対して、将来リリースされたハードウェアやソフトウェアとの組み合わせにおける動作について、ログスウェアはその保障をしないものとします。

第7条（本ソフトウェアの権利関係）

- 「本ソフトウェア」に含まれるプログラムその他の全ての知的財産権（著作権法 27 条、28 条の権利を含む）は、ログスウェアに帰属します。
- お客様は、本規約に定める条件の下で「本ソフトウェア」を使用する権利を得ます。

第8条（作成されたコンテンツの権利関係）

- 「本ソフトウェア」を使用して制作された「本コンテンツ」の知的財産権（著作権法 27 条、28 条の権利を含む）は、お客様に帰属します。
- 「本コンテンツ」の利用媒体はインターネット配信、CD-ROM 配布などを問わないものとします。また、お客様は「本コンテンツ」の複製および二次利用を行う権利を有

します。

- お客様は、「本ソフトウェア」を使用して制作した「本コンテンツ」を第三者に販売する権利を有します。

第9条（禁止事項）

お客様が以下のことを行うことは禁止されます。

- ログスウェアから正式に購入したライセンス数以上の端末に「本ソフトウェア」をインストールすること。
- 「本ソフトウェア」をバックアップ以外の目的で複製し、第三者に対して配布したり譲渡すること。
- 「本ソフトウェア」をネットワークサービスへアップロード等の方法で複製すること。
- 「本ソフトウェア」をネットワークを介するなどして複数のユーザが同時に使用すること。
- 「本ソフトウェア」をインストールした端末以外の端末から利用すること。
- 「本ソフトウェア」を修正、改作、翻訳、リバースエンジニア、デコンパイル、ディリアスアセンブルすること、またその他の方法でソースコードの解明を試みること。
- 「本ソフトウェア」の派生製品を開発すること。
- 「本ソフトウェア」の使用権を販売、レンタル、リース、譲渡等すること。

第10条（スコア機能の有効利用期間）

スコア機能を利用できるのは、本ソフトウェアのバージョンアップサービス契約の有効期間内に限られます。有効期間が終了した場合、スコア機能のご利用ができなくなります。

第11条（免責）

- ログスウェアは、「本ソフトウェア」が特定の目的に適合していることを保証しません。
- ログスウェアの故意または重過失がある場合を除き、「本ソフトウェア」の使用または使用不能から生ずる一切の損害に関して責任を負わないものとします。
- 本ソフトウェアのスコア機能は、そのデータ蓄積場所として、米グーグル社が提供する「Google App Engine」を利用します。ログスウェアは、Google App Engine に起因する不具合、中断、遅滞、データの消失、データへの不正アクセス等により生じた一切の損害に関して責任を負わないものとします。
- Google App Engine にデータを蓄積することがお客様のプライバシーポリシーに適合するか否かの判断は、お客様自身で行っていただきます。ログスウェアは、Google App Engine に関するプライバシーの判断に一切の関与をいたしません。

第12条（反社会的勢力の排除）

- ログスウェアは、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下、「反社会的勢力」という）のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等に属する者ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
- ログスウェアは、お客様が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告をすることなく契約を解除することができます。それによりお客様に損害が生じてもこれを賠償することはありません。
 - 反社会的勢力に該当すると認められるとき
 - 経営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められるとき
 - 反社会的勢力を利用していると認められるとき
 - 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
 - 役員もしくは経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - 自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力および風説の流布・偽計・威力を用いた信用棄損・業務妨害その他これらに準ずる行為に及んだとき

第13条（バージョンアップサービス）

- ログスウェアから提供されるライセンスキーの発効日から 1 年間は、ログスウェアからお客様に無償にてバージョンアップサービスが提供されます。バージョンアップサービスには、本ソフトウェアのバージョンアップ版の無償提供、

LOGOSWARE STORM パッケージ販売 ソフトウェア利用規約

不具合修復のための更新、セキュリティ機能強化のための更新が含まれます。ただし、本ソフトウェアにお客様独自のカスタマイズが施されている場合、そのカスタマイズ部分に関しては無償サービスの対象外とします。

2. ログスウェアから提供されるライセンスキーの発効日から1年以上を経過した場合のバージョンアップサービスに関しては、ログスウェアとお客様が、別途、有償のバージョンアップサービス契約を締結することにより提供されます。

第14条 (販売の終了)

1. ログスウェアは、「本ソフトウェア」の販売を終了する場合があります。
2. ログスウェアが「本ソフトウェア」の販売を終了した場合でも、お客様と契約しているバージョンアップサービスは

その期間中継続されます。

第15条 (準拠法等)

本規約は日本国の法令に準拠し、これに基づいて解釈され、本規約に関する全ての紛争については東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第16条 (協議)

本規に定めのない事項および疑義が生じた事項については、双方協議のうえ決定するものとします。

以上

LOGOSWARE STORM パッケージ販売 ソフトウェア利用規約

改定

2013年5月31日 (-02)

第12条「スコア機能」、第13条「免責事項」の追記。

2015年11月9日 (-03)

第3条 提供形態を修正。

2017年2月14日 (-04)

新バージョン「STORM V」に対応するように文言調整

CD-ROMによる納品を前提に記載された次の項目を削除 第5条（故障時の対応）、第6条（紛失時の対応）

第11条第2項 「ロゴスウェアの故意または重過失がある場合を除き」を追記

2018年1月19日 (-05)

文言変更 「保守サービス」→「バージョンアップサービス」へ名称変更

2018年5月28日 (-06)

第3条（使用許諾）：仮想環境での利用について追記

第12条（反社会的勢力の排除）追記

2019年9月17日 (-07)

第1条（定義）：「STORM Xe」に対応できる様、文言調整